

高浜町建設工事に係る週休2日工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高浜町発注の建設工事において、受注者の働きやすい職場環境づくりを図るため、週休2日工事の普及・実現に向け、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 完全週休2日工事：「土曜日及び日曜日に現場閉所を行ったと認められる状態」とする。
- (2) 週休2日工事：「土曜日・日曜日に限定せず、毎週2日以上現場閉所を行ったと認められる状態」とする。悪天候のため現場閉所している日も休日として取り扱う。
- (3) 現場閉所：「現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所される状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等の作業を行う場合を除く。」とする。
- (4) 対象期間：工事に着手した日から工事完成日までの期間をいう。
- (5) 対象外の期間：以下の期間は、対象外とする。
 - ・年未年始の6日間
 - ・夏季休暇の3日間
 - ・工場製作のみの期間
 - ・工事全体を一時中止している期間
 - ・監督職員があらかじめ対象外としている期間
 - ・緊急的な関係機関の対応及び天災等による災害対応の期間
 - ・その他、現場条件等により監督職員が対象外と認めた期間

(対象工事)

第3条 高浜町所管の建設工事において、下記事項に該当する工事を除く原則全ての工事を対象とする。

- ・緊急性の高い工事（災害に伴う緊急工事）等
- ・現場作業日数が5日以下となる工事

(発注方式)

第4条 次の各号のいずれかの方式により実施する。

- (1) 完全週休2日工事

入札公告及び特記仕様書に「完全週休2日の実施を受注の条件とする」と明示さ

れ実施される方式

(2) 週休2日工事

入札公告及び特記仕様書に「週休2日の実施を受注の条件とする」と明示され実施される方式

(実施方法)

第5条 入札段階（入札公告及び特記仕様書）において、『完全週休2日工事』又は『週休2日工事』の対象工事である旨を明記する。（別紙 公告例、特記仕様書例を参照）

- 2 受注者は、契約後、発注者が指定する方法により対象とする全ての期間において、現場閉所する旨を明記した施工計画書を監督職員に提出し、確認を受ける。
- 3 監督職員は、適切な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障をきたさないように、ワンデーレスポンス※1に努める。
- 4 受注者は下請け企業に対し、週休2日の取組みにあたり、必要な事項について協力を求める。
- 5 受注者が週休2日に取り組まない場合や月報に虚偽の記載を行う等、明らかに悪質な行為を行った場合には、「高浜町工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく措置等を行う。

※1 ワンデーレスポンスとは、監督職員は工事受注者から質問・指示依頼があった場合、できる限り「その日のうちに」解決するよう努力する。その日のうちに解決できない場合でも、回答日を予告するなど、次の段取りができるような何らかの回答を「その日のうち」にするというもの。

これにより、工事受注者は「手持ち」がなくなり、効率的・時間的・経済的な現場作業が可能となる。

(積算方法)

第6条 当初設計時において、特記仕様書に定める補正係数を乗じた積算を行う。なお、補正係数は、完全週休2日工事および週休2日工事で別に定めるものとする。

- 2 完全週休2日工事として発注された工事において、完全週休2日は未達成であるが週休2日を達成した場合は、週休2日工事の補正係数に変更するものとする。また、完全週休2日および週休2日が未達成となった場合は、前項の補正係数を乗じない単価等で減額変更する。

ただし、工事期間内（準備、後片付けを除く現場における稼働期間）の3割以内の週で、週2日の現場閉所が未実施となった場合でも、完全週休2日工事においてはその代替日を同一週内で、また週休2日工事においてはその代替日を工事期間内で受注者が任意に選定し、現場閉所が実施できれば「達成」と見なし、工事費を減額変更しない。なお、達成基準を判定する週の単位（「同一週」の定義）は、月曜日から日曜日を基本とする。

- 3 週休2日工事として発注された工事において、完全週休2日を達成した場合であっても、完全週休2日工事の補正係数に変更は行わないものとする。

(工事成績評定)

第7条 「完全週休2日工事」及び「週休2日工事」において、それぞれの方式で定義する週休2日が達成された場合には、工事成績評定により評価を行う。

2 いずれの工事も、週休2日が達成できなかった場合であっても、工事成績評定（工事成績評定を行わない工事を除く）は減点しない。

(確認方法)

第8条 受注者は、実施状況を月報により監督職員に報告し、監督職員は月報に基づきに行方状況の確認を行う。

(工事看板)

第9条 受注者は、週休2日対象工事であることを、工事看板に明記すること。(別紙 工事看板表示例を参照)

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、発注者が必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

この要領は、令和7年8月1日から施行する。